

2020年12月24日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHKの役職員がロケ等で私のプライベートな情報を法に違反し基本的人権に関わる侵害を行った為その業務上保有し共有する文書等」とした個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず、開示することができないとした。

また、当該視聴者に対して、「お求めの中でご指摘のロケ等およびインターネット機器等への侵入についてNHK内を確認しましたが、そのような事実はありません」と情報提供した。

これに対して視聴者より、「様式第7号回答書に記載された理由では様式第4号で記載の事実（郵便局簡易書留で送付の補足資料を含む）に対してどのように確認して事実がない旨の結論に至ったのかが分からず又、期間内での事実の御説明、納得の得られる回答は不可能なため」として、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

お求めの個人情報を記載した文書等は存在せず、開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会において関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めの文書等は存在しないとの主張に特段不自然、不合理な点は認められなかった。開示の求めの文書等は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2020年12月24日（第295回審議委員会）

個人情報第33号 諮問、審議、答申